

全国健康福祉祭参加事業実施要領

- 1 この要領は、全国の高齢者が一堂に会し開催される全国健康福祉祭に千葉市選手団を派遣し、各種スポーツ等を通じて健康の保持・増進、社会参加や生きがいの高揚を図ることを目的とした全国健康福祉祭参加事業（以下、「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業の実施主体は、千葉市とする。
- 3 千葉市は、事業の一部または全部を委託することができる。
- 4 参加種目及び選手等人数枠等は、全国健康福祉祭主催者が組織した大会実行委員会（以下、実行委員会という。）が定めた開催要領等に基づき、予算の範囲内で決定する。
- 5 参加者の募集は、競技種目に関係する団体からの推薦によるものとする。
- 6 参加者の推薦依頼先は、次の各号とする。ただし、これに寄りがたい場合は、千葉市及び団体等で協議の上依頼先を決定する。
 - (1) 千葉市スポーツ協会に加盟する団体がある場合には、加盟団体へ依頼する。
 - (2) 千葉市スポーツ協会に加盟する団体がいない場合には、概ね市内全域を統括する団体へ依頼する。
 - (3) 概ね市内全域を統括する団体が複数ある種目については、団体間で協議し、推薦団体を決定する。
- 7 参加資格及び参加制限等は、実行委員会が定めた開催要領等によるものとする。
- 8 各団体から推薦をうけた参加者は、実行委員会が定めた開催要領等に基づく参加申込書等を、千葉市もしくは事業を受託した事業者へ提出するものとする。
- 9 参加者は、第6に定める各団体から推薦のあった者の中から、第7と健康状態等を勘案し決定する。
- 10 選手団は、参加者及び本部役員で構成し、団長及び旗手を置くものとする。
- 11 本部役員は、事業の実施主体である千葉市職員及び事業を受託した事業者職員とする。
- 12 団長及び旗手は、参加者の中から各1名を選任するものとする。
- 13 参加者は、参加種目またはチームごとに、責任者を1名選任するものとする。
- 14 責任者は、大会期間前の連絡調整及び前泊を含む大会期間中の引率を、責任を持って行うものとする。
- 15 参加者は、次の各号に掲げる費用の計の2分の1（千円未満切捨）を参加者実費一部支払額として支払うこととする。なお、その他の費用（昼食代、出発時集合及び帰業時解散の場所と自宅間の交通費及び現地自由行動等の交通費、大会実行委員会が定めた競技に係るプレー代等）は参加者の自己負担とする。
 - (1) 宿泊費（朝夕食代含む）
 - (2) 交通費（出発時集合及び帰業時解散の場所と自宅間、現地自由行動等の交通費を除く）
 - (3) ユニフォーム費（帽子及びジャージ上下）
 - (4) 実行委員会が定めた参加費

(5) 大会参加に係る傷害保険料

- 16 第15の各号に掲げる費用が、参加者以外の同行者（市職員及び随行者等）を含めた人数で割勘すべき費用の場合には、その人数で割勘した額で参加者実費一部支払額を算出するものとする。
- 17 参加者が自己都合により旅行期間及び交通手段を変更し費用が増加した場合、増加費用は参加者の自己負担とする。
- 18 実行委員会が手配する際に希望する宿泊施設の料金区分は、概ね中程度の料金区分とする。
- 19 出発時集合及び帰葉時解散の場所は、次の各号とする。
(1) 航空機を使用の場合は、羽田空港または成田空港とする。
(2) 鉄道線を使用の場合は、JR東京駅とする。
(3) バス使用の場合は、千葉市内の適当な場所とする。
- 20 その他、第19の例によらない場合は、千葉市が検討の上、合理的な場所とする。
- 21 この要領の定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、高齢障害部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。